

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成23年10月11日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 三春ダム管理所長 中沢 重一



1 業務概要

- (1) 業務名 三春ダム水質総合評価検討業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、三春ダムにおける水質保全対策施設の効果検証を行うとともに、流域内の汚濁負荷について評価検討するものである。また、今後の水質管理に向けた基礎検討を行うものである。
- | | |
|---------------------|----|
| ・水質保全施設の効果検証 | 1式 |
| ・流域内負荷の評価検討 | 1式 |
| ・深層曝気施設の効果検討 | 1式 |
| ・今後の水質管理に向けた基礎検討 | 1式 |
| ・水質対策検討会資料作成および開催補助 | 1式 |
- (3) 履行期限 平成24年2月29日
- (4) 本業務は、資料提出、見積の提出を原則として電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、下記に示す資格を満たしている単体企業又は設計共同体であること。

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 東北地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 設計共同体

- (1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成23年10月11日付け三春ダム管理所長)に

示すところにより、東北地方整備局長から三春ダム水質総合評価検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 同種又は類似業務等の実績
- (2) 配置予定技術者の資格、実績、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務等の実績の内容、手持ちの業務の状況、担当した業務の成績
- (2) 業務実施方針及び手法
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4
国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 総務係
電話：0247-62-3145 内線（213）
FAX：0247-62-3170

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：平成23年10月11日（火）から平成23年11月2日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時）。
- ②交付場所：電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」からダウンロードすること。）ただし、やむを得ない理由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者に対しては、発注者の指定する方法（CD-R等による貸与等）で交付するので、上記(1)の担当部局へその旨を申し出ること。

なお、他者が取得した説明書等を譲り受け、参加表明書又は技術提案書を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第5条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

(3) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- ①提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）によるものとし、これ以外での提出（電子媒体による提出又は、伝送（ファクシミリ）による提出等）は無効とする。
- ②提出先：持参又は郵送する場合は、上記(1)に同じ。
- ③提出期限：電子入札システムにより提出する場合は、平成23年10月19日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時（ただし、

平成23年10月19日は午後4時)まで。

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着。)による場合は、平成23年10月19日(水)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時(ただし、平成23年10月19日は午後4時)まで。

(4) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

①提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は1部を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着。)によるものとし、これ以外での提出(電子媒体による提出又は、伝送(ファクシミリ)による提出等)は無効とする。

②提出先：持参又は郵送する場合は、上記(1)に同じ。

③提出期限：電子入札システムにより提出する場合は、平成23年11月4日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時(ただし、平成23年11月4日は午後4時)まで。

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着。)による場合は、平成23年11月4日(水)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時(ただし、平成23年11月4日は午後4時)まで。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記5(1)に同じ。

(6) 2.(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業も5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、技術提案書の提出時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 参加表明書を提出しようとする者は、参加表明書提出前までに、説明書及び技術提案の作成に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料(参加表明書提出時に掲載されている資料)について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、発注者の指定する方法(CD-R等による貸与等)での交付を受けている場合はこの限りではない。

(8) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

三春ダム水質総合評価検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年10月11日

東北地方整備局長 徳山 日出男

◎調達機関番号020 ◎所在地番号04

1 業務概要

- (1) 業務名 三春ダム水質総合評価検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、三春ダムにおける水質保全対策施設の効果検証を行うとともに、流域内の汚濁負荷について評価検討するものである。また、今後の水質管理に向けた基礎検討を行うものである。

- (3) 履行期限 平成24年 2月29日

2 申請の時期

平成23年10月11日から平成23年10月19日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

なお、平成23年10月19日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（<http://www.thr.mlit.go.jp/>）から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び場所

申請者は、申請書に三春ダム水質総合評価検討業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所 〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 総務係

電話 0247-62-3145

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月7日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月7日付け公示」という。）

6 測量・建設コンサルタント等業務の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 平成20年10月7日付け公示5 測量・建設コンサルタント等業務の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、三春ダム水質総合評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、三春ダム水質総合評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、三春ダム水質総合評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「三春ダム水質総合評価検討業務設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「三春ダム水質総合評価検討業務△△・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成23年10月11日付け分任支出負担行為担当官 三春ダム管理所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。